

欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始

2022年4月5日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2022年4月1日、特許の強制実施権の枠組みを見直すことを目的として、証拠の収集を目的とした意見募集を開始した旨を公表した。

本意見募集の概要は、以下の通りである。

1. 概要

- 欧州委員会は、知的財産に関する行動計画（Action Plan on Intellectual Property）¹で特定された3つの課題（補充的保護証明書、強制実施権、標準必須特許）について検討している。
- COVID-19 パンデミックにより、強力でバランスのとれた知的財産制度（新しい治療法やワクチンの開発に必要なインセンティブを与える）と適切な枠組み（技術、ノウハウ、データの共有）の重要性が浮き彫りとなった。
- 現在、EU では、特許の強制実施権に関する法律は断片的である。多くのバリエーションがEU域内で展開されているにもかかわらず、EU諸国は独自の強制実施権制度を持ち、ライセンスの条件や手続きが国によって異なる。そのため、EUにおける強制認可制度を、より断片的でなく、EU全体の危機により適したものにすることを目的としている。
- 前提として、強制実施権は知的財産権者に大きな影響を与える可能性があるため、任意合意が成立しない場合に適用され、例外的な最後の手段であり続けるべきである。TRIPs協定の範囲内で、各国の制度に比べて特許権者の負担やリスクを高めるものではなく、むしろ、EU規模での強制実施許諾に頼る必要がある例外的なケースにおいて、より収束的で予測可能かつ実行可能な制度になるべきである。
- また、欧州委員会では以下のオプションを検討している。
 - a) 政策に変更を加えない（ベースラインシナリオ）。
 - b) 非法律的措置（危機の際に強制実施権を付与するための国レベルでのガイドラインや勧告、各国の強制実施権の発行方法に関する調整の改善など）。
 - c) 法改正
 - － 危機時の強制実施権に関するEUの調整メカニズムを、各国の強制実施権に関する法律を調和させるかどうかに関わらず創設する。このオプションは、健康危機を含むあらゆる種類の危機に適用される可能性がある。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>

- － 状況に応じて一部または全加盟国で適用される、危機における使用のための「EU レベルの強制実施権」を確立する。この選択肢は、健康危機を含むすべての危機に適用され、純粋に国内目的のための国内制度と並行して存在することも可能である。
- － 輸出目的の強制実施権を合理化する。これは EU 規則(EC)816/2006²に関わることであるため、医薬品に限定されると考えられる。欧州委員会は、非法律的措置と立法的措置の組み合わせを計画することも可能である。
- ・ 今後、欧州委員会はパブリックコンサルテーションを実施する予定であり、その他、利害関係者との二者間会合、ワークショップ（調査の一環として）等も開催予定である。協議が終了してから 8 週間後に、協議のページで要約報告書が公表され、すべてのコンサルテーション結果をまとめた報告書も発行予定。

2. 証拠の収集

期間は、2022 年 4 月 1 日から 2022 年 4 月 29 日ブリュッセル時間の深夜まで。

[意見募集ページ](#)内（Give feedback）より、ログインして回答（初回は登録要）

本意見募集は、2020 年 11 月に採択・公表された「知的財産に関する行動計画」（下記、2020 年 11 月 25 日付の欧州知的財産ニュース等参照）の「知財共有の促進」における「新たなライセンス手段や強制実施権を調整するシステムなどを通じて、危機の際に重要な知的財産を利用できるようにする（2021-22 年）」との記載に基づくものである。本意見募集にもあるように、本意見募集を受け、パブリックコンサルテーションを実施する予定としており、今後提示される方向性について注目される。

－ 欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 －

[Intellectual property – revised framework for compulsory licensing of patents](#)

－ 知的財産に関する行動計画とそれに基づく協議等に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- ・ [欧州委員会、標準必須特許（SEP）に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2022 年 2 月 15 日）（PDF）](#)
- ・ [欧州委員会、意匠の保護及び EU 全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションのサマリーレポートを公表（2022 年 10 月 27 日）（PDF）](#)
- ・ [欧州委員会、意匠の保護及び EU 全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2021 年 5 月 4 日）（PDF）](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020 年 11 月 25 日）（PDF）](#)

² 輸出面では、公衆衛生上の問題を抱える国への輸出を目的とした、医薬品の製造に関する特許の強制実施権付与の手続きが、医薬品アクセスに関する EU 規則（EC）816/2006 に定められている。

- [欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始\(2020年7月14日\)\(PDF\)](#)
- [欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始\(2018年12月20日\)\(PDF\)](#)

(以上)